

平成28年度小松島市事業所 意見募集

本市では、地域経済の発展に重要な役割を担う「中小企業者」「小規模事業者」の振興を図るため、「(仮称)小松島市中小企業振興基本条例」の制定に向けて、検討を進めています。

このたび、本市産業経済の発展をはじめとし、様々な面から市を支えていただいております市内企業等の皆様に、事業所の概要や市の取組に対するご意見等をお伺いし、条例の策定に向けた基礎調査として、また、今後の施策に反映させることを目的に意見募集を実施いたします。

ご多用中誠に恐縮でございますが、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※本調査の結果は、上記の目的以外には使用しません。

～調査表の記入に当たって～

- ① アンケート調査票にご記入の上、同封の返信用封筒(市役所行・切手不要)に入れ、**平成28年11月30日(水)**までにポストにご投函ください。
- ② 調査対象期間:平成28年10月20日～平成28年11月30日
- ③ 設問は全て平成28年9月1日を基準日としてご回答下さい。

問1. 事業所の概要についてお伺いします。

問1-① 従業員数についてご回答下さい。(該当するものに○を入れて下さい)

- 〈 ①1～5人 ②6～10人 ③11～20人 ④21～50人 ⑤51～100人 ⑥101～300人 ⑦301人～ 〉

問1-② 主となる業種についてご回答下さい。(該当するものに○を入れて下さい)

- 〈 ①小売業・卸売業・サービス業 ②製造業 ③建設業 ④その他の業種(①から③を除く) 〉

問2. 現在、貴事業所で経営上の課題となっている事柄を次の中から選び、番号を○で囲んで下さい。(○は3つまで)

- ①販路の拡大 ②新製品・サービス・事業の開発 ③店舗・設備・機械の老朽化
④資金繰り改善 ⑤技術力向上 ⑥人材の確保・育成 ⑦製品・サービスのコスト低減
⑧人件費の抑制 ⑨情報発信 ⑩後継者
⑪その他()

問3. 貴事業所に役立つと考える中小企業支援策について該当するものを次の中から選び番号を○で囲んで下さい。(○は3つまで)

- ①人材の確保・育成への支援 ②後継者育成への支援 ③販路拡大への支援 ④資金供給の円滑化
⑤設備・店舗等の更新への支援 ⑥研究開発・新事業の立ち上げへの支援 ⑦財務体質強化への指導
⑧IT化支援 ⑨情報発信・商品PR ⑩創業支援
⑪産学公等を含む連携先発掘への支援
⑫その他()

問4. 中小企業振興基本条例についてお伺いします。

中小企業振興基本条例とは、地方自治体が、地元中小企業の振興を行政の重要政策としていくことを明確化するために策定される条例です。行政の責務や市民、中小企業者の役割などを定め、地域全体で積極的に中小企業者、小規模事業者支援を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

その条文は、地域によって様々ですが基本的に中小企業者、小規模事業者の地域での「役割」や、中小企業振興を図るうえでの「基本方針」、「行政の責務」、「市民等の努力」などが定められます。

小松島市では、本アンケートを条例策定の基礎的データとさせていただきます。

問4-① 中小企業振興基本条例について知っている、または聞いたことがありますか。

- (① 有り ② 無し)

問4-② 「中小企業者・小規模事業者」と地域との関係についてのお考えをご記入ください。

[]

問4-③ 行政が中小企業振興に果たす役割についてのお考えをご記入ください。

[]

※大変お忙しいところ、本調査に御協力いただき誠にありがとうございました。

本アンケートに関する問い合わせ先
小松島市
産業建設部 産業振興課
電話 32-3809(田中)